

## 「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」

### ショートステイ利用の申し込みの流れ

利用対象者：要支援1・2、要介護1～5の要介護認定を受けられている方が対象になります。

利用内容：ご利用者様や要介護者様の都合（事情）により、短期期間、施設に入所し生活していただきます。併設の入所サービス入所者様と同様の生活リズムで、過ごして頂くこととなります。

利用方法：ご利用期間等が決まりましたら、在宅のご担当のケアマネジャー様に、利用期間や利用事由等のご意向等を伝えていただき、その依頼を受けたご担当ケアマネジャー様から、施設へ連絡（依頼）していただき、利用の調整（居室の確保）させていただきます。

（ご担当ケアマネジャー様より依頼いただいた後の流れ）

- ・ ケアマネジャー様より頂いたご利用希望者様の情報を基に、事前に、ご家庭等へ当施設職員が訪問させていただき、ご本人様・介護者様と面談させていただきます。（生活（介助）面の注意事項の確認や施設の説明等させていただきます。）
- ・ 面談させていただきました内容を基に、利用受け入れ準備をさせていただきます、利用希望当日に受け入れさせていただきます。

申し込みの注意等：

- ・ 約2ヶ月前から利用の申し込みを受け付けさせていただいております。
- ・ 利用希望いただいている日（期間）が他の利用者の予約等で部屋の空きがない場合は利用をお受けできません。

- \* 介護老人保健施設併設の短期入所療養介護のショートステイについて  
（介護老人保健施設の入所者様と短期入所療養介護利用者様と併せて80名の利用定員になっており、入所者様が80名入所されている時は、利用できません。）
- \* 特別養護老人ホーム併設の短期入所生活介護のショートステイについて  
（特別養護老人ホームあおやま併設の短期入所生活介護利用定員：6名、特別養護老人ホームあおやま2号館併設の短期入所生活介護：7名、）